

# 1月～3月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間

SNSなどを悪用した手口が増加しています。区では、都と連携して、若者への注意喚起・リーフレットの配布・消費生活に関する相談を行っています。困ったときは、一人で悩まずにご相談ください。

**問 合**  
消費者センター ☎3579-2266

## 相談受付

- 消費者センター ☎3962-3511 (相談専用、平日9時～16時30分)
- 消費者ホットライン「188(いやや)」 ☎188 (月曜～土曜9時～17時、日曜・祝日10時～16時)



## 事例1

SNSで美容関連の広告を見て、店舗に行ったところ、「今日契約するなら割引にする」などの甘い言葉で勧誘され、高額な契約をしてしまった。

## 対処法

契約する前に、契約内容・解約条件などをしっかり確認し、慎重に判断しましょう。

## 事例2

先輩から、「簡単に儲かる」と投資などのUSB教材の購入を勧められた。友人を誘えば紹介料が入ると言われ、消費者金融でお金を借りて契約したが、全く儲からず借金が残った。

## 対処法

簡単に稼げるうまい話はありませんので、信用しないようにしましょう。また、友人・知人からの誘いでも、はっきり断りましょう。

# クーリング・オフ制度を知っていますか？

## クーリング・オフとは

訪問販売・電話勧誘など特定の取引の場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。契約後、冷静になって考えたら不要だった場合などに利用できます。



## 手続きの流れ

- ①申込書または契約書のいずれかを先に受け取った日から8日以内(マルチ商法・内職商法などは20日以内)に行う
  - ②対象の契約を特定するために必要な情報(契約年月日・契約者名・購入商品名など)とクーリング・オフを通知する日を記載する
  - ③事業者には、はがき・FAX・Eメールなどで通知する
  - ④クーリング・オフの証拠を残すため、通知内容・記録を保管する
- ※クレジットカード払いの場合は、クレジット会社にも通知する。

# 講座

## 男女平等参画区民協働企画講座

▶とき=2月10日(土)14時～16時 ▶ところ=区立文化会館大会議室 ▶内容=講演「戦争とジェンダー」▶講師=日本平和委員会常任理事 川田忠明▶定員=60人(申込順)※生後4か月～未就学児の保育あり(定員5人、申込順)▶申込・問=1月15日(月)朝9時から、電話・Eメール・電子申請(区ホームページ参照)で、男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486 [j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp) ※申込記入例(8面)参照。保育を希望する場合は、お子さんの氏名(ふりがな)・何歳何か月を明記のうえ、1月26日(金)までにお申し込みください。



## ボランティア・市民活動フォーラム

▶とき=2月3日(土)13時30分～15時30分 ▶内容=ダブルケア(育児と介護を同時に担う状態)に関する講義▶講師=帝京大学講師 寺田由紀子▶定員=50人(先着順)※当日、直接会場へ。▶ところ・問=まなぼーと大原 ☎3969-0401 (第3月曜休館)

## 渋沢栄一公開講座

▶とき=2月22日(木)14時～16時 ▶ところ=板五米店(仲宿40-1)▶内容=講義「渋沢栄一と論語」▶講師=大東文化大学教授 山口諤司▶定員=10人(抽選)▶申込・問=1月29日(必着)まで、往復はがき・電子申請(区ホームページ参照)で、くらしと観光課観光振興係(〒173-0004板橋2-65-6) ☎3579-2251 ※申込記入例(8面)参照

## 読み聞かせ講座

▶とき=2月4日(日)14時～16時 ▶内容=絵本の読み聞かせのコツ・絵本の選び方など▶講師=絵本専門士 山本美恵子▶定員=30人(申込順)▶ところ・申込・問=1月14日(日)朝9時から、直接または電話で、小茂根図書館 ☎3554-8801 (第3月曜・月末日休館)

## グリーンホール会議室兼用 保育室の優先予約(9月分)

▶予約の条件=501・502・701・702・703会議室のうち、いずれか2部屋を会議室・保育室として同時利用すること▶抽選=1月22日(月)朝9時から、男女社会参画課(区役所6階)※抽選後、空きがある場合は1月24日(水)まで受付。▶問=男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486

# 広告を掲載しませんか

## 広報いたばし

「広報いたばし」は、第1～4土曜に約14万4000部発行しています。※募集号・申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。  
▶問=広聴広報課広報係 ☎3579-2022



## 区ホームページ

区ホームページのトップページなどに掲載するバナー広告は、1か月単位で申込できます。※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。  
▶問=広聴広報課広聴係 ☎3579-2024



# アプリで「広報いたばし」を配信しています

スマートフォン・タブレットなどから利用できる次のアプリで、「広報いたばし」を配信しています。ぜひ、ご活用ください。

## 行政情報アプリ「マチイロ」

アプリを開いて、読みたい号をダウンロードするだけで、広報紙を読むことができます。また、読者登録をすると発行日に通知が届きます。

## 多言語対応アプリ「カタログポケット」

10言語に対応した自動翻訳や音声読み上げなどの機能を利用できます。また、マイコンテンツに追加すると発行日に通知が届きます。

## Shufoo! 電子チラシサービス「Shufoo!(シュフー)」

広報紙のほか、地域の店舗チラシも見ることができ、お買い得情報などを確認できます。また、お気に入り登録をすると発行日に通知が届きます。

※通信料がかかります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



**問 合** 広聴広報課広報係 ☎3579-2022